

平成29年第11回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成29年10月12日(木) 午前 9時30分

・閉会日時 平成29年10月12日(木) 午前 10時20分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席農業委員 9名

1番 井川 輝征 2番 尾上 春樹 3番 宮本 和市

5番 谷口 孝一 6番 塚本 壽 7番 草野 義雄

8番 田口 昭広 9番 寺本真理子 11番 片山 幸弘

・欠席農業委員 2名

4番 藤井 雅史 10番 阪口 修一

・出席農地利用最適化推進委員 14名

1番 本郷 昭博 2番 牧 正徳 3番 中川 光春

4番 矢野 解光 5番 田口 宗一 6番 下崎 省一

7番 宮島 正文 8番 坂口 恵美子 9番 道園 浩二

10番 小崎 良一 11番 木川 保 13番 野田 和夫

14番 浏览 米作 15番 山田 和治

・欠席農地利用最適化推進委員 1名

12番 一川 清

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局長 告畑 一彦

事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

・議事

報告第27号 農地形状変更届出について

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

議案第39号 農用地利用集積計画の審議について

議案第40号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成29年第11回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	－会長挨拶省略－ それでは、早速、議案審議に入ります。 本日の、議事録署名委員は7番「草野義雄」委員、8番「田口昭広」委員にお願いします。 なお、4番「藤井雅史」委員、10番「阪口修一」委員、12番「一川清」推進委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。 それでは議事に入ります。 次に報告第27号「農地形状変更届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案書の1ページをお願いいたします。報告第27号報告第26号「農地形状変更届出書について」、農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1番、申請地の詳細及び申請人の住所氏名は記載のとおりです。造成理由は「大雨等により、農作物に被害を受けることが多いため、客土して畑として利用する。」ということでございます。作物は決めてないということですが、野菜を作付けしたいということでした。 盛土高は3メートルです。議案資料は1ページになります。県道と川の間の農地で、土地が低いので、雨が降った時には川が増水して、畑に流れ込んでくるということで、県道よりちょっと低めに客土するというところでございました。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1番の案件を「6番の塚本委員」にお願いします。
塚本委員	当日私は現地確認できませんでしたが、後日確認しました。事務局の報告どおりです。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「田口宗一委員」から何かございましたらお願いします。
田口宗一	河川沿いで、県の工事も入るそうで、それも兼ねて客土して野菜を作りたいとい

委員	うことです。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第27号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第27号については、これで終わります。 次に議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案書の2ページになります。議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請書審議」について、農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。地目は原野となっておりますけれども、現地確認をしたらみかんが作付けされて、管理もされている状況でありました。譲渡人事由は、「町外に住んでおり、高齢で耕作管理できないので譲り渡す。」譲受人事由は、「相手方の要望により譲り受ける。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、2ページから3ページになります。場所は3ページになります。上井牟田集落から50メートルほど上がったところになりまして、申請地のすぐ上が山林でございます。現地確認の状況では管理されておりまして、問題ないと思っております。2ページが調書になります。判断理由で全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。 2番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢で耕作管理できないので譲り渡す。」譲受人事由は、「買い受け、野菜を作付けする。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、4ページから5ページになります。5ページに申請地を載せております。老人ホームからちょっと奥に行ったところですが、現在ここは客土して畑として活用する計画でございまして、以前売買が行われていましたが、まだ登記が済んでいないということで、今回上がってまいりました。4ページに戻っていただいて、こちらも判断理由として各項目において許可相当であるということでございます。 3番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢で耕作管理できないので、後継者に贈与する。」譲受人事由は、「受贈し、引き続き耕作管理する。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、6ページから7ページになります。7ページに申請地を記載しております。すべて樹園地で果樹が作付けしてあります。これは以前、長男と次男に分けて贈与した案件ですが、譲受人が亡くなられたため、今回長男にすべて譲渡す

	という案件です。引き続き耕作管理するということで許可相当であると考えます。 議案書の３ページをお願いします。４番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「労力不足のため、耕作管理できないので売り渡す。」譲受人事由は、「経営規模拡大の為買い受け、耕作管理する。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、９ページから１１ページになります。１０、１１ページが申請地になります。９ページの調書ですが、これも判断理由はとして各項目において許可相当であると考えます。現在も耕作管理しており、問題ないと思います。ただ１０ページの方が耕作放棄地状態でございます。譲受人が今後野菜等を作付けするという計画で、許可相当であると考えます。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので補足説明をお願いします。 １番の案件を「９番の寺本委員」をお願いします。
寺本委員	申し訳ありません、この日は急きょ用事ができて、確認が出来ておりませんけれども、牧推進委員をお願いします。
片山会長	担当地区の「牧推進委員」から何かございましたらお願いします。
牧 推進委員	ここは長年、譲受人がみかんの管理をされていたそうであります。土地は町外に住んでいる人が持っていたのですが、今回譲受人に譲渡すということになりました。譲受人は息子さんがいらっしゃいますので、後を継いで管理していくそうです。よろしくお願いします。
片山会長	２番の案件を「８番の田口昭広委員」をお願いします。
田口昭広 委員	２番の案件ですが、譲渡人と譲受人は叔父と甥の間柄で、別に問題は無いと思いますので、よろしくお願いします。 ３番の案件ですが、譲渡人に確認をしましたが、事務局から詳しく説明をしていたいただきましたけれども、その通りですので、別に問題は無いと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「田口宗一推進委員」から何かございましたらお願いします。
田口宗一 推進委員	何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	３番の案件を「矢野推進委員」から何かございましたらお願いします。
矢野推進 委員	矢野でございます。事務局と田口委員で現地を確認したところ、そのとおりでございます。よろしくお願いします。
片山会長	４番の案件を「４番の藤井委員」が欠席ですので、告畑事務局長をお願いします。

告畑局長	説明いたします。譲受人が管理されるということで荒れたところも今後管理されるので大丈夫かと思えます。以上です。
片山会長	担当地区の「小崎推進委員」から何かございましたらお願いします。
小崎 推進委員	6日に、事務局と藤井委員と行ってまいりました。特に何ら問題ないと思えますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第37号につきまして、ご質疑ありませんか。 8番、坂口推進委員。
坂口 推進委員	1番の案件で、現況地目が原野になっていますが、大丈夫ですか。
川田次長	原野と書いてあるのは、許可申請書に原野と書いてあったのでそのまま記載しております。ただ、現地を確認したら実際に果樹が作付けしてあり、管理もされていきました。申請書の現況が違ったのかなと思います。
片山会長	坂口推進委員、よろしいですか。
坂口 推進委員	はい。
片山会長	－「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 「所有権移転の部」1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました 次に議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請書審議」について、農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求める

	ものです。 1 番、申請地の詳細、申請人の住所氏名については記載のとおりです。転用目的は植林です。資料は1 2 ページから1 3 ページになります。1 3 ページをお願いします。下が事業計画になりますが、杉の木をこのように植える計画です。上が場所を示しております。みどりの里からちょっと上ったところでございます。現状は梅木をきれいに植えてあるのですが、管理が大変だということで、周りがほとんど山林になっておりますので、植林をして管理するということでございます。資料の1 2 ページをお願いします。判断基準ですが、1 番の立地基準の1 0 ヘクタール以上の塊がない農地として第2 種農地（その他の農地）に該当しております。代替の可能性もここに書いてありますように、植林でありますので可能性はないということになります。一般基準ですが、資金計画、その他要件にも不許可要件には該当せず、許可相当であると判断します。 2 番、申請地の詳細、申請人の住所氏名については記載のとおりです。転用目的は倉庫・作業場・車庫です。資料は1 4 ページから1 5 ページになります。1 5 ページをお願いします。下に事業計画がありますが、既に施工済みです。追認になる案件でございます。上が場所ですが、自宅のすぐ横が申請地ということでございます。資料の1 4 ページをお願いします。調査書の立地基準ですが、ここも1 0 ヘクタール以上の塊がない農地として第2 種農地（その他の農地）に該当しており代替性がなければ許可相当であるという農地に区分されます。一般基準ですが、資金計画は既に施工済み、始末書も添付されておりました。他の様々な要件にも不許可相当には該当しない。許可相当であると判断します。 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を「1 番の井川委員」をお願いします。
井川委員	只今、事務局の方から説明ありました。全くそのとおりでありますので、よろしく願いいたします。
片山会長	担当地区の「宮島推進委員」から何かございましたらお願いします。
宮島 推進委員	説明のとおりでございます。梅が老木になっているので植林をしたいということです。よろしくお願いします。
片山会長	2 番の案件を「9 番の寺本委員」をお願いします。
寺本委員	すみません、先程申し上げましたとおり急きょ用事ができて、確認が出来ておりませんので、牧推進委員をお願いします。
片山会長	担当地区の「牧推進委員」から何かございましたらお願いします。

牧 推進委員	事務局の説明どおりでございます。すでに作業場が出来ておりますので、始末書が出ております。問題は無いと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第３８号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 １番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第３９号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第３９号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 賃貸借権設定の部、１番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定５年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 ２番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。 －農地中間管理事業の概要について説明－ 設定期間は、新規設定１０年間。賃借料は、備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第３９号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないますが、賃貸借権設定の部１番につきまして「尾上委員」に関連がございますので、一時退席を求めます。 －「尾上委員」一時退席－ それでは、採決を行います。賃貸借権設定の部１番にについてご異議ありませんか。異議なしの場合は挙手をお願いします。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。

	「尾上委員」に関連する審議が終わりましたので、尾上委員に着席を求めます。 －「尾上委員」着席－ 引き続き、採決を行います。 賃借権設定の部２番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第４０号「農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第４０号「農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について」農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について本会の議決を求めるものです。 －別紙資料にて説明－
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 １番、２番の案件を担当地区の「牧推進委員」から何かございましたらお願いします。
牧推進委員	事務局と現地確認しました。みかん山だったのですが、跡形もなく山林でございます。非農地でいいのではないかと思います。よろしくお願いします。
片山会長	大変失礼しました。この件につきましては、寺本委員も出席されておりましたので、１番、２番の案件の補足説明をお願いします。
寺本委員	事務局、牧推進委員が説明されたとおりで、本人も高齢で体調が悪いということで、現況復旧は無理だろうということで、申請どおりでお願いしたいと思います。
片山会長	３番の案件を「１０番の阪口修一委員」が欠席ですので、告畑事務局長にお願いします。
告畑局長	今説明があったとおりなんら問題ないと思います。以上でございます。
片山会長	担当地区の「中川推進委員」から何かございましたらお願いします。
中川推進委員	事務局の説明どおりで問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	４番の案件を「４番の藤井委員」が欠席ですので、告畑事務局長にお願いします。
告畑局長	こちらも今説明があったとおりなんら問題ないと思います。以上でございます。
片山会長	担当地区の「道園推進委員」から何かございましたらお願いします。

道園推進委員	事務局からの説明のとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第40号につきまして、ご質疑ありませんか。 6番、塚本委員。
塚本委員	1, 2, 4番は住宅地の上ということですよ。森林の様相を呈していると言っても、見た目であって果樹だったということですので、カズラが巻いていることだろうと思います。こういう状態になると木が枯れて根が土地を固定していた分が崩土というか、がけ崩れなどになる原因になると思います。これは特に今後のことですけれども、住宅地の上などで放棄地になりそうな果樹園ということについては特段の配慮を持って、こういう状態になる前に広葉樹林か、針葉樹林か植樹するということで早期の解決をやっておいた方がいいのではないかと私は思います。
片山会長	只今塚本委員から意見がありましたように、そういう事例が今後、耕作者の高齢化、後継者の不足で災害に繋がらないように、農業委員会でどこまで対策ができるかわかりませんが、事務局とも検討して、農林水産課にもできれば話をしたいと思います。ありがとうございました。 他に議案第40号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番につきまして、ご異議ありませんか。 8番、田口委員。
田口委員	3番の案件は、前のみかんの峠下構造改善地区ではないですか。
川田次長	そうだと思います。
田口委員	そこはほとんど廃園になって荒れてしまっているのですが、構造改善地区全体の問題としてとらえた方がいいのではないかと思います。どうでしょうか。
川田次長	事務局としても同じ意見です。現場に行ったときこの申請地だけではなく、その周辺もすべて山林化しているような状況です。今皆さんに農地利用状況調査で

	耕作放棄地を調査してもらっていますが、農地に原状回復ができない、森林の様相を呈している農地はB分類と判断して、非農地判断を随時行っていくというのが、国と県の方針です。ただ、所有者の移行の確認をしないといけないと思います。荒れていても、非農地判断をして、いや、ここはまだ農地として使いたかったという意見もあるかもしれません。そのあたりを加味しながら事務局としてはどのようにして非農地判断をしていくかということになります。今回非農地判断をしているのは、所有者から依頼があった分を随時行っております。今まで地区ごとにまとめて非農地判断をしていましたけれども、所有者の意向を確認しながら行っていきたいと考えています。
田口委員	分かりました。
片山会長	他に3番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の議案・報告について審議は終わります。引き続き、その他の連絡事項に入ります。 (1) 香典、花代について (2) 農地利用状況調査、農地利用意向調査のスケジュールについて